

富山県個人情報保護審議会答申概要（答申第2号）

件 名 富山県教育委員会へ提出された「指導が不適切な疑いのある教員に係る申請書」及び添付資料一式の部分開示決定の件

開示請求年月日 平成16年9月16日

実施機関の決定年月日 平成16年9月30日

実施機関（担当課） 富山県教育委員会（教職員課）

決定内容 部分開示決定

非開示理由 開示請求者以外の個人情報（個人情報保護条例第15条第3号）
行政運営情報（個人情報保護条例第15条第7号）

異議申立て年月日 平成16年11月8日

諮問年月日 平成16年12月9日

答申年月日 平成17年4月28日

答申の概要

<審議会の結論>

実施機関は、本件異議申立ての対象となった保有個人情報のうち、審議会が非開示を妥当と判断した部分を除き、開示すべきである。

<審議会の判断>

1 本件保有個人情報の内容

(1) 今回の異議申立ての対象となった保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）は、「指導が不適切な教員の取扱いに関する要綱」第3の規定により、市町村教育委員会が富山県教育委員会へ申請した、異議申立人に係る、指導が不適切な疑いのある教員に係る申請書及び添付資料に記録された個人情報である。

(2) 富山県個人情報保護審議会（以下「本審議会」という。）は、本件保有個人情報について実施機関から提出を受けて調査を行い、その記載内容を次のとおり確認した。

ア 指導が不適切な疑いのある教員に係る申請書

本件保有個人情報のうち当該部分には、富山県教育委員会が制定した「指導が不適切な教員の取扱いに関する手続細則」に定める様式1に基づき、異議申立人に係る学校名、職名、氏名等の記載がなされている。

イ 添付資料

(ア) 指導が不適切な疑いのある教員に係る調査書

本件保有個人情報のうち当該部分には、同様式2に基づき、異議申立人に係る校長の意見、市町村教育委員会の意見及び指導が不適切である疑いのある教員の評価として各課題に係る具体

的事実行為や問題の程度等の記載がなされている。

(イ) 観察・指導の記録

本件保有個人情報のうち当該部分には、同様式3に基づき、異議申立人に係る観察・指導の記録等の記載がなされている。

(ウ) 本人の意見

本件保有個人情報のうち当該部分には、同様式4に基づき、異議申立人の意見等の記載がなされている。

(3) このうち、実施機関は、アの全部とイの(ウ)の全部について開示した。また、イの(ア)については「当該教員に係る校長の意見」、「当該教員に対する市町村教育委員会の意見」、「具体的事実行為」、「問題の程度(程度、頻度)」及び「評価」等の部分を、イの(イ)については「日時、場所」、「当該教員の状況」、「指導・支援の内容」及び「指導・支援に対する本人の状況」の部分をそれぞれ非開示とし、その他の部分を開示した。

(4) 実施機関は、非開示とした部分はすべて、富山県個人情報保護条例(以下「条例」という。)第15条第7号(行政運営情報)に該当し、開示することにより人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると説明している。また、条例第15条第7号に該当するとして非開示とした部分のうちの一部は条例第15条第3号(開示請求者以外の個人情報)にも該当する旨説明している。

2 条例第15条第7号(行政運営情報)の該当性について

条例第15条第7号は、「県、国、独立行政法人等又は他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示とする旨を定め、具体的なおそれの一つとして「エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」を掲げている。

「教員の適切な人事管理に関する対応システム」は、意欲的に努力し成果を上げている教員に対しては表彰等によりその努力に報い、また、指導が不適切な教員に対しては研修等の支援策や対応策を講ずるために制定されたものであり、まさに「人事管理」に係るシステムである。そうした人事管理上のシステムの公正かつ円滑な運営を確保するためには、評価の対象となる教員についての、ありのままの情報が寄せられることが必要不可欠である。そして、このような情報には、被評価者本人に開示することを予定していない情報が含まれていることもあり得ると考えられる。

一般に、人事評価については、評価に関する情報を被評価者に開示するかどうか、どのような方法で評価を行うか等について、様々な意見があり得るところであるが、本審議会の担う役割は、望ましい人事評価のあり方それ自体について意見を述べるのではなく、条例に照らして本件処分の妥当性

を審査することであるので、このような考えに基づき判断する。

上記のように、評価の対象となる教員についてのありのままの情報には、被評価者本人に開示することを予定していない情報が含まれていることもあり得ると考えられ、その中に含まれる人事評価に関する情報が開示されることとなれば、評価される側の教員の認識と評価者との認識の間に根本的な不一致があった場合、どうしても本人が納得できないとして、両者において対立が生じ、学校運営に支障を及ぼすことも予想し得るところである。さらに、評価者は、評価の内容がそのまま評価される側に伝わることに対する配慮や、当該教員との関係を悪化させることを嫌うあまり、否定的な評価についてありのままに「指導が不適切な疑いのある教員に係る調査書」に記載することを差し控えたりするなどの事態が生ずることが予想され、結果的に公平かつ客観的な評価がなされなくなるおそれがある。そうすると、「指導が不適切な疑いのある教員に係る調査書」の記載内容が形骸化又は空洞化することとなり、指導力不足教員に係る問題の解決が困難になるおそれがある。

したがって、本件非開示部分のうち、異議申立人の教員としての資質や能力に関する全体的な評価や人物評価が記載された部分については、これを開示することにより、条例第15条第7号エに掲げる「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」があると認められる。

しかし、本審議会が見分したところ、本件非開示部分のうち、「当該教員に対する市町村教育委員会の意見」の部分は、評価に係る情報ではあるが、市町村教育委員会の意見として富山県教育委員会へ提出されたものであり、校長が記載した評価の内容がそのまま記載されるものではない。実施機関が主張するように校長の意見が強く反映されていたとしても、市町村教育委員会において校長の評価等が適正で公平なものかを判断した上で意見を記載しているものであるから、開示したとしてもシステムの適正な遂行に支障を生ずるおそれがあるとは認められないから、開示することが適当である。

また、イ(ア)の「具体的事実行為」、「問題の程度(程度、頻度)」及び「評価」等の部分並びにイ(イ)の「日時、場所」、「当該教員の状況」、「指導・支援の内容」及び「指導・支援に対する本人の状況」の部分は、主に異議申立人の言動など事実に関する情報が記載されており、評価に関わる記述と考えられる部分を除けば、その内容も本人が知り得るものであると考えられることから、これを開示しても上記のようなおそれを生ずるとは認められず、開示することが適当である。

3 条例第15条第3号(開示請求者以外の個人情報)の該当性について

条例第15条第3号本文は、開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。)を非開示情報として規定している。

しかし、同号ただし書の「ウ 当該個人が公務員等(中略)である場合において、当該情報がその

職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（中略）並びに当該職務遂行の内容にかかる部分」に該当する情報は、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨定めている。

本審議会が見分したところ、本件非開示部分のうち、イ（ア）の「具体的事実行為」、「問題の程度（程度、頻度）」及び「評価」等の部分やイ（イ）の「当該教員の状況」及び「指導・支援の内容」の部分には、異議申立人以外の第三者である校長、教頭その他の者を識別できる情報が記載されている部分があるが、それらの情報は、条例第15条第3号本文の「開示請求者以外の特定の個人を識別できるもの」に該当すると認められる。

このうち、校長及び教頭を識別できる情報が記載されている部分については、いずれも校長等の公務員としての職務の遂行に係る情報であると認められるから、当該部分は条例第15条第3号ただし書ウに該当し、開示すべきである。一方、校長及び教頭以外の者が識別できる情報が記載されている部分は、非開示とすべきである。

別 記

審議会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
平成16年12月9日	諮問書を受理
平成16年12月10日	諮問実施機関に非開示理由説明書の提出を依頼
平成16年12月17日 (第9回審議会)	諮問事案の概要説明
平成16年12月22日	非開示理由説明書を受理
平成16年12月27日	異議申立人に非開示理由説明書を送付するとともに、これに対する意見書の提出を依頼
平成17年1月17日	異議申立人の意見書を受理
平成17年1月27日 (第10回審議会)	実施機関の職員から非開示理由説明を聴取 異議申立人から意見を聴取 審議
平成17年2月10日 (第11回審議会)	審議
平成17年3月7日 (第12回審議会)	審議
平成17年4月6日 (第13回審議会)	審議
平成17年4月28日 (第14回審議会)	審議・答申

富山県個人情報保護審議会委員名簿

(敬称略 五十音順)

氏名	役職名	備考
大 坪 健	弁護士	会長職務代理
濱 谷 元一郎	富山県商工会議所連合会常任理事	
細 川 俊 彦	弁護士 金沢大学法科大学院教授	会長
堀 内 道 子	富山県婦人会会長	
森 田 外 治	元城端町助役	